

令和3年1月7日

こんにちは連絡係の稲垣です。緊急事態宣言出ました。首都圏のみの限定ですが、この先でこの東海地区も習うことも想定されるところ。内容を見てみると、飲食店は20時までの営業時間短縮、酒類提供は11～19時に。宅配やテイクアウトは対象外とする。不要不急の外出自粛で20時以降は徹底を。イベントは人数制限を5000人、収容率50%以下を求める…。自分たちもその生活で。さて、市内の情報を頂きました。ご確認のほどお願いします。よろしくご査収ください。

各務原市介護サービス事業者協議会
会員事業所 御中

お世話になります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
さて、この度各務原市成年後見支援センターでは福祉・医療事業所向けに研修会を実施いたします。今回のテーマは、「市民後見人の実際」について愛知県春日井市で実際に市民後見人として活動をしてらっしゃる2名の市民後見人の方をお招きして実践報告をしていただきます。今年度、各務原市では市民後見人養成を行い、地域の中で順次活動を開始していく予定です。この機会にぜひ皆様にも各務原市の取り組みを知っていただきたく計画いたしました。
つきましては下記内容にて行います。コロナの影響鑑みて先着での定員制ではございますが、ぜひ申込みください。
なお、当日は市民後見人養成講座の最終日を兼ねており、開始時間が13時となっておりますことをご承知おきください。

期日 令和3年1月29日(金) 13時～15時

場所 総合福祉会館 3階集会室

内容 市民後見人活動の実際

定員 40名(先着順)

※コロナの影響を鑑みて開催を中止する場合があります。

その場合は1週間前(22日)までに社会福祉協議会ウェブサイトにて公表し、申込者に直接連絡いたします。

申込 <https://forms.gle/WUnW6gWY6WtHkitH8>

グーグルフォームまたはFAXにて成年後見支援センターまでお申込みください。

問合せ 各務原市成年後見支援センター
電話 058-322-5118 担当 多田羅